

岩手県環境審議会  
第 10 回青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会

日 時：平成 24 年 12 月 25 日（火）

午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場 所：岩手県庁 4 階 4-1 特別会議室

## 1. 開 会

○中村再生・整備課長 ただいまから第10回青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会を開催いたします。

ご出席いただいている部会委員の皆様は、全員ということで、委員総数の半分以上となっております。よって、環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

初めに谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長からご挨拶を申し上げます。

## 2. あいさつ

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 本日は、年の瀬のお忙しい時期に、この会にご出席いただきましてありがとうございます。

この部会ですけれども、6月、9月に開催しております本日で3回目ということになります。前回の部会を開催して以降の国の動きですけれども11月15日に産廃特措法の基本方針が改正されたものが国から示されまして、その中で平成15年度の実実施計画策定からこれまでに実施して参りました原因者の責任追及などの行政対応検証が必要といったことが示されたところであります。

この検証に当たりましては、平成14年度当時、県の対応を検証いただいた委員の方々や現行の原状回復対策協議会の委員の方にも意見を伺いまして、その検証の内容を今回盛り込んだところでございます。

また、現場のほうでございますけれども廃棄物の掘削作業もいよいよ最終段階に来てございまして、間もなく掘削作業が終了するという予定になっております。汚染土壌の浄化につきましても有機塩素系化合物、いわゆるVOCと重金属につきましても、概ね対策工事が終了しているところでございます。

今回の実施計画の変更に当たって課題となる1,4-ジオキサンにつきましても、今年度中にも現場周辺域に揚水井戸を設置いたしまして、1,4-ジオキサンに対応した水処理設備を整備するといったことで進めております。次年度以降につきましても、1,4-ジオキサン対策となる水を汲み上げる揚水工に重点を置きながら、環境再生に取り組んでいくこととしております。

委員の皆様には、審議会としての答申を取りまとめるに当たりまして、実施計画変更についてご助言等をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○中村再生・整備課長 本日ご出席の委員並びに事務局の紹介につきましては、お配りしました出席者名簿のとおりとなっておりますので省略させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。これからの進行につきましては、岩手県環境審議会条例第 3 条第 2 項の規定により、会長は会議の議長となるとされておりますので、中澤部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○中澤部会長 よろしく申し上げます。議事に入る前に会議の公開、非公開ですけれども、審議会等の公開に関する指針に基づきまして、本審議会を公開いたしますので、了解願います。

それでは、議事に入ります。岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

○石手洗主査 それではご説明いたします。まず資料 1 ですが特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する計画の変更についてということでございますが、これについては、あらかじめ委員の皆様へ送付しており、ご確認いただいていたところでございます。先に参考資料のご説明をいたします。

参考資料 1 にありますとおり産廃特措法が 8 月に改正になっております。

過去の不法投棄を一層するという目的がございまして、国が財政的支援を行うために定められた法律でございます。元々、平成 25 年 3 月までの時限立法でございましたが、岩手、青森、三重、香川県などでも計画策定時の見込み量を超えて、廃棄物が確認されたとか、いろいろな事情によりまして、今年度中に支障除去事業を完了することが困難であるということがありました。

このことから、今年度末までという法の期限をさらに延ばしまして、国が支援していくということ、改正法の中で示しているところでございます。

この特措法の期限が平成 25 年度までのところが、平成 35 年度までと 10 年間延長ということになってございます。

改正法とともに、特措法の基本方針を国が改めて策定しています。これによ

り都道府県については、今年度中に環境大臣に協議しなければならないことになっております。そういったこともございますので岩手県としても今年度中に環境大臣に変更計画を協議するというようにしております。

参考資料 2 につきましては、特別措置法改正後のものになります。

参考資料 3 につきましては、今回、国が示した基本方針の概要版でございます。基本方針の中身については、基本方針の方向性などが変更されているところであり、参考資料 4 につきましては、基本方針原文のままでございます。以上を参考資料としてお付けしております。

それでは、資料 1 のご説明をいたします。前回の部会においてもご説明した内容でございますけれども改めてご説明したいと思っております。今回、実施計画を変更するに当たっての大きな変更点ということでご紹介したいと思っております。

初めに特定産業廃棄物の投棄量でございます。これについては、計画策定当初、有害産業廃棄物とそれに該当しない産業廃棄物、これらを合わせますと 18 万 8 千トンということでした。現況ですが、事業が進むに従いまして廃棄物の量も増えておりまして、34 万 2 千トンということになっております。併せて汚染土壌についても、平成 15 年度当初は、8 万 3 千 8 百トンという推定でしたが、14 万 5 千 3 百トンと土壌の量についても、大きく増えているところでございます。

廃棄物の量が何故増えたかということですが、廃棄物の見かけ比重、比重の見直しというものを実施しております。これについては、当初の推計量に対して、比重 0.92 というものを使っておりましたが、その後、掘削して運び出したところで、ある程度、正確な数字が出てきたことから 1.33 に見直しております。

当時の推計量に見直した比重を掛け合わせるとその分、重量が増えたこととなります。

比重の他に増えた要因ですが、廃棄物埋設範囲の増大でございます。当初の推定ということで、筋堀調査とか電気探査を行いまして、廃棄物の量を推計しております。

しかし、実際に掘削してみると最初特定したエリアから、はみ出て広く廃棄物が広がっていることが分かったということでございます。平面的な拡がりの他に、深度的な拡がりというものがございます。

また、当初の筋堀等の調査で判明できなかった深さの廃棄物もあり増加の原

因となっております。以上が廃棄物量増加の要因でございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

原状回復対策協議会（2p）となっておりますが、これは資料2新旧対象表のページにリンクしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

汚染土壌対策を具体的に検討する部門が無かったということで、平成18年に協議会の下部組織として、汚染土壌技術検討委員会というものを、改めて設置したということでございます。これについて、変更して追加したものでございます。

続きまして事業実施スケジュールでございます。これについては、(1)の汚染拡散防止対策ということで、キャッピング工の期間を実績に合わせて、平成16年度まで延長しております。当初の計画では、平成15年度中に終わるということでしたが、積雪等の影響により16年度まで延びたということでございます。

続いて、汚染拡散防止対策として、地下水の揚水工を実施するために5年間延長ということになります。これについては、平成25年度以降、今後5年間ということでございます。優先的除去につきましては、有害産業廃棄物等の除去を実績に合わせて平成24年度まで延長しております。続いては、その他の土壌ですが、実際は、1,4-ジオキサンを含むということで考えております。これについては、1,4-ジオキサンの浄化対策に併せて5年間延長することとしております。事業実施のスケジュールについては、以上でございます。

続きまして、4番目の特定支障除去等事業に要する費用でございます。

事業費の総額ということで、当初220億という数字が出ておりました。変更後で精査中ですが、今の段階では、20億弱程度増える見込みとなっております。そのため当初220億であったものが、今後5年間延ばすということで240億程度を見込んでおります。変更項目として廃油汚染対策費の費目に入ることになりますが、50億のところから20億が増えるというイメージで考えていただければと思います。事業費の増額については以上でございます。

(2)の費用の徴収の見込みということでございますが、これについては、排出事業者の責任追及ということでございます。

廃棄物処理法に違反する排出事業者に対して納付命令というものを出すということに併せて排出事業者から自主撤去相当額の費用拠出の申出を新たに受け

入れるという責任追及の手法を新たに追加したところでございます。

申出を受け入れるということについては、事業者自らが社会的責任を自覚して違法性の有無に関わらず自らが排出した廃棄物の撤去など自主的な措置を講じたい旨申出があった場合については、その申出の内容を総合的に判断して受け入れを検討するものでございます。続きまして3ページ目をご覧ください。

5 行為者の責任追及でございます。これまでの責任追及の状況も含めまして、こちらのほうに記載しております。(1)の行為者の対応除去については、行為者である三栄化学工業に対して179億円の納付命令を出しております。次に代執行費用の回収状況として三栄化学工業の銀行預金を差し押さえたほかに八戸市内の三栄化学工業本社の不動産を差押・換価して、約820万円を回収しております。

三栄化学工業元役員に対しても平成21年度から納付命令を発出しておりまして、財産の差押・換価によりまして約8,630万円を回収している状況でございます。続きまして(2)の排出事業者等の責任追及でございます。

これについては、平成15年8月当時、23都道府県18政令市に所在する10,571事業者調査対象であったものが、現在、25都道府県18政令市に所在する12,003事業者ということで1500社程度増えているところでございます。

(3)調査結果と対応の状況ですが、現場の状況において選別不要な廃棄物がなくなりまして、実際の撤去を行わせると代執行による撤去作業に支障が生じるということもございます。そのため1事業者に対しては、法第19条の8の規定に基づく納付命令を出しているところでございます。その他に30事業者から自主的な措置の申し入れを受けておりまして、撤去相当額が約4億7千百万円となっております。

続きまして、6番目、支障の除去等における周辺環境への影響に関する配慮事項でございます。(1)水系への配慮ということでございます。平成15年当初、地下水等のモニタリング地点数は、合計で28地点ということですが、今現在、地下水、河川を合わせますと35地点ということで、モニタリングの地点数はかなり増えているということです。

続いて6(2)でございます。この部分が前回の部会でご説明していなかったところで、今回改めて付け加えたところでございます。

今回示された国の基本方針の中において、実施計画を変更する場合において

は、支障除去等事業の開始の経緯を踏まえて、都道府県等が行った措置について必要に応じて再検証を行い、実施計画に記載することとするという文言が新たに追加されております。これに伴いまして、実施計画策定以降における責任追及等これまで本県が講じた措置について検証を行うため平成14年当時もありました行政対応の検証委員会、これの元委員の方3名と今現在ある原状回復対策協議会の委員1名から意見を伺いまして、その結果について、実施計画に記載することとしております。

今回、各委員から伺った意見の内容が次の4ページでございます。意見聴取結果ということで、原因者及び排出者事業者等への責任追及に関するという意見ですが、大きく見ていきますと、県がこれまで実施してきたことについては、良くやっているというふうな意見がありました。その他には、時間の経過とともに排出事業者への責任追及については、非常に困難になっているので、今後も法律違反が疑われた場合には、迅速、かつ適切な責任追及が求められるとか、やはり、早い段階での手続き着手が必要であるというご意見もいただいております。不適正処分の再発防止策についても、これまでの状況に関しては、良くやっているのご意見をいただいております。

意見につきましては、ほぼ原文のまま実施計画に盛り込むということにしております。この中身については、新旧対象表でいくと28ページから29ページのところに記載しております。

以上で実施計画の変更について、説明を終わります。

○中澤部会長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○伊藤委員 変更後の投棄量ですが、何時の時点で確定されたものでしょうか。

○中村再生・整備課長 これについては、23年度末ということですが。

○伊藤委員 今年度の1年間では、これが増えるということはないのでしょうか。

○中村再生・整備課長 増えそうです。

○中澤部会長 搬出の時、例えば重量で、太平洋セメントに納めるとか、あとは、他の処理業者であっても重量だと思いますが、その重量とこれは整合性がとれているのでしょうか。当然、重量から比重を出したから整合性があるということで良いのでしょうか。

○中村再生・整備課長 最初の 0.98 という比重ですが、これにつきましては、最初にA地区を掘ったのですが、その時、出したものが 0.98 ぐらいであった。

その他の地区を搬出したらば、プラスチックとかが少なく、汚泥分が多くなり、比重が上がったということです。その他は、先ほど話したとおり、面的な拡がりや深さ的な拡がりがあったということで 18 万トンから増えて、22 年度まで 32 万トンだったものが、増えて 34 万トンになったものです。

現在、掘って重さを量っているのですけれども、それからいくと若干増えそうな状況です。

○石手洗主査 最初は、ブロックごとにサンプル調査を行い、比重を出していたところですが、実際、トラックスケールに載せて重さを量った場合とずれが生じてきたものでございます。

○中澤部会長 今の時点では、実際の量が分かるわけですよ。見かけ比重でやらなくてもいいのではないのでしょうか。

○中村再生・整備課長 搬出するとき重さでやっていますので、最終的には、マニフェストの数値の合計になりますので、見かけ比重は関係なくなります。

○石手洗主査 今回、変更するに当たって、10 年経っておりますので過去からの変遷を説明したかったのが、比重の話を出しておりました。

○中澤部会長 廃棄物量が増えた主な要因として J 地区を取り上げていますけれども、J 地区以外でも廃棄物量が増えたのでしょうか。

○中村再生・整備課長 今年、掘っている O 地区でも倍ぐらいに増えています。F 地区も 1 万 5 千ぐらいのものが、3 万ぐらいになったということです。

若干、減ったところもあるのですが、F、O、J 地区でかなり増えているところですよ。

○大塚委員 埋まっている廃棄物は、面又は深さのどちらで増えているのでしょうか。

○中村再生・整備課長 両方で増えています。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 深さでいきますと、当初、筋掘りで重機を使って、深さを推定しているのですが、さらに下に廃棄物を埋めているとか、横に入れているところとか、隠して埋めているのが掘ってみて初めて分かったという状況です。こういう現場は、掘ってみないと分からないものでございます。全国的にみても、実際の推計よりも、掘っていくと量が増えてい

くこともあるようです。

○中澤部会長 跡地利用に関しては、5年間延長の実施計画に含まれているのでしょうか。

○中村再生・整備課長 含まれていません。

○篠木委員 資料2の実施計画新旧対照表のうち、資料1に変更が多くあった場所を載せたということによろしいでしょうか。

○中村再生・整備課長 資料1は実施計画の概要版ということになります。

○佐藤委員 排出事業者の責任追求というのは、どのような形で、いつまで続けていくのでしょうか。

○中村再生・整備課長 特措法を活用している限りは、やっていかざるを得ないと。これからは、成果を挙げることがかなり厳しくなってくると思います。掘削して新たな廃棄物が出てくるとそれを基に企業に対して言えるのですが、新たな廃棄物が出尽くしたということです。後は原因者の資産を見つけて、差し押さえて換価するということを地道にやっていくしかないです。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 排出事業者については、一通り追跡はしています。既に所在が分からなくなった事業所とか、会社そのものがなくなっている事業所もございます。そういったところも追求できない。それから直接の排出者というよりは、収集運搬の業者が入っている場合、そこに複数の事業者が連なっているケースもあり、継続して調査を行っているところもございます。可能な限り調査を行っております。書類そのものが残っていないケースも多いです。法律的には5年間の保存期間ですので、それを過ぎていると求めること自体も難しくなっているのが実態です。

○越谷委員 延長された5年間が過ぎると調査できないのでしょうか。

○中村再生・整備課長 マニフェストは発行した日から5年間保存する義務がありますが、それを過ぎたら処分されます。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 特措法の期間とは、別な5年ですが、特措法で国の支援を受けている以上は、追求出来る限りは、追及をしていくということです。

○越谷委員 5年間が過ぎると県としても追求していく法的根拠が無くなるのでしょうか。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 追求していく根拠としては、あります。ただし、その材料が無くなった場合には調査を打ち切るということもあります。時期を見てということですが、いずれ、責任が明らかになるものであれば、出来る限り追求していくということで、年限とは、関係ありません。

○中澤部会長 事前にも検討していただいて、意見がないということですので、本計画案を適当と考えて、審議会として答申を行いたいと思いますけれどもそれでよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○石手洗主査 それでは、今、皆さんにお配りしたものが、環境審議会の答申案でございます。これまで、2回審議を重ねておりまして、特段、意見がございませんでしたので、付帯意見なしで原案を適当とするものでございます。よろしく御願います。

○中澤部会長 それでは、予定された議事が終わりましたので、以後の進行は事務局で御願います。

○中村再生・整備課長 部会長には、議事進行ありがとうございました。部会での答申をもって、審議会の答申ということになります。今後のスケジュールですが、県としては、年明け早々、二戸市の意見を加えまして、環境省に実施計画の変更案を出して、環境省と協議することになります。環境省では、1月中旬に行政対応の検証をやるということなので説明に行くことになります。

また、2月の初旬に財団で技術的な検証委員会を開かれるので、これまでの対応や今後5年間の対応について説明することになっています。ここでご意見をいただいて、変更計画の中に入れるような形とし、3月中に大臣の同意を得るという流れになっております。

これをもちまして部会を終了させていただきます。ありがとうございました。